



埼玉県報

第87号
令和2年(2020年)
3月10日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 宮代町道仏土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道新座和光線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道新座和光線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定について（越谷建築安全センター）
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定について（越谷建築安全センター）
- 公告対象区域内の建築物に係る認定の取消しについて（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 令和2年3月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について（選挙管理委員会）

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第50条の2各号中「及びラグビーワールドカップ2019」を削る。

第57条の5第2項に次の2号を加える。

(4) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪の予防及び取締りに関すること。

(5) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。

第57条の6を削り、第57条の7を第57条の6とし、第57条の8を第57条の7とし、第57条の9を第57条の8とする。

第86条第4号を次のように改める。

(4) 担当警察署の区域における犯罪の予防、検挙その他の警察活動に関すること（第一方面本部に限る。）。

第87条を次のように改める。

第87条 削除

第90条を次のように改める。

第90条 削除

第97条第2項中「警部」を「警視又は警部」に、「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一三五

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人けやき文化財団」を「一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会」に改め、「公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百八十九号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十号

吉川市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
宮代町道仏土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告
する。

令和二年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

東京都北区浮間一丁目六番十八号

王 世剛

二 指定年月日

令和二年三月四日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市大和田一丁目九四〇番一 三地先から同市野火止五丁目五 八番九地先まで		区 間
一〇・二一 一一・九九	八・五三 一〇・八八	敷地の幅員 (メートル)
二八〇・三六		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

県道新座和光線	路線名
新座市大和田一丁目九四〇番一三地先から同市野火止五丁目五八番九地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十日	供用開始の期日
令和二年三月十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二八〇・三六メートル	備考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能寄居線
供用開始の区間	日高市大字北平沢字上岡一二五五番一 地先から同市大字北平沢字久保ヶ谷戸 一三八二番一地先まで
供用開始の期日	令和二年三月十日
備 考	平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十二 号で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。 延長四八〇・五五メー トル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年九月二十五日

指令川建セ第〇一〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和二年三月五日

川建セ第〇一〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ田千八百五十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市新駒林一丁目三番二十三号

石井 達也

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

認定番号	第二号
認定年月日	令和二年三月十日
対象区域	埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番一の一部、千五百六十七番四、千五百九十八番四 (以下道路) 千五百九十八番五、千五百九十八番十四、千六百三十一番四、千六百三十一番八、千六百二十番五の一部
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

第三号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和二年三月十日			埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番一の一部	埼玉県越谷建築安全センター

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法八十六条第一項及び同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域	既認定番号	既認定年月日
第四号	令和二年三月十日	埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番四、千五百六十七番一、千五百九十八番四（以下道路）千五百九十八番五、千五百九十八番十四、千六百三十一番四、千六百三十一番八、千六百二十番五、千六百三十番三、千六百七十六番七、千六百七十六番六、千六百三十一番六、千六百六十六番五、千六百六十六番九、千七百番十二、千七百番八、千七百九十一番三、千七百二十九番九、千七百三十八番四、千七百二十九番五、千七百五十六番五、千七百四十六番六、千七百九十五番十一、千八百四番三、千七百九十五番八、千七百四十六番九、千七百九十五番十三、千八百四番五	第五号（第十五号他）	昭和四十五年十月二十日 （平成二年九月十八日他）

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年二月二十六日

指令越建セ第〇一〇二一一号

二 検査済証番号

令和二年三月六日

越建セ第四八九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田本町二丁目二十八番地五 コーポマツノキ壺番館一〇二号

鈴木 敬太

告示

埼玉県選管告示第十三号

令和二年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年三月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六六八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、六六九人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、九一二
南第二区 川口市	一四七、一八八
南第三区 さいたま市西区	二五、五二五
南第四区 さいたま市北区	四〇、七五四
南第五区 さいたま市大宮区	三二、七三一
南第六区 さいたま市見沼区	四五、二七一
南第七区 さいたま市中央区	二八、二〇三
南第八区 さいたま市桜区	二六、五六二
南第九区 さいたま市浦和区	四四、八九七
南第十区 さいたま市南区	五一、九一七

南第十一区	さいたま市緑区	三四、二八三人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三九二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、〇六六人
南第十四区	桶川市	二一、三二三人
南第十五区	北本市	一九、〇四五人
南第十六区	鴻巣市	三三、四四六人
南第十七区	志木市	二〇、九六〇人
南第十八区	新座市	四五、五六三人
南第十九区	蕨市	一九、九八三人
南第二十区	戸田市	三六、六二九人
南第二十一区	朝霞市	三八、四三九人
南第二十二区	和光市	二二、七一八人
西第一区	所沢市	九六、六五七人
西第二区	入間市	四一、五一二人
西第三区	飯能市	二二、七二二人
西第四区	狭山市	四二、八八五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八四七人
西第六区	富士見市	三〇、八〇八人
西第七区	川越市	九七、五三八人
西第八区	日高市	一五、五八四人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、一六八人
西第十区	坂戸市	二七、八二七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五六八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、三四三人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、一〇八人
北第一区	秩父市	一七、六一〇人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一一、三一六人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、八五三人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、四五五人
北第五区	熊谷市	五五、三二八人
東第一区	行田市	二二、八七九人
東第二区	羽生市	一五、二〇九人
東第三区	加須市	三一、七三七人
東第四区	久喜市	四三、一七四人

東第五区	蓮田市	一七、五六四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三七七人
東第七区	春日部市	六六、四九三人
東第八区	越谷市	九五、〇七六人
東第九区	八潮市	二四、九八九人
東第十区	三郷市	三八、九九七人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、三一六人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八六九人